

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和 55 年条約第 14 号）、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和 44 年農林省訓令第 9 号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通知）、本件調達に係る入札公告並びに入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争に付する事項

入札公告のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は入札公告のとおり。

3 質問の受付及び回答

（1）本公告に対する質問書の受付期間

ア 受付期間

公告日の翌日より開札日の 5 日前まで。（システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

イ 受付場所

〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6

安芸森林管理署 総務グループ

電話 0887-34-3145

メールアドレス【shikoku_aki@maff.go.jp】

ウ 提出方法

書面（様式任意）を作成のうえ持参又は郵便等により提出すること。電話による質問は受け付けない。

（2）（1）の質問書に対する回答書の閲覧期間等

ア 閲覧期間

質問書の提出期限日の翌日から起算して 2 日後までに開始し、開札日の前日の午前 9 時～午後 5 時まで。（「休日」を含まない。）

イ 閲覧場所

〒784-0044 高知県安芸市川北乙 1773-6

安芸森林管理署 閲覧室 電話 0887-34-3145

なお、四国森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の案件に関する質問及び回答」にて閲覧することもできる。

http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

4 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）において呈示する。以下同様。）の契約書案及び添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者は、電子調達システム（以下「システム」という。）を用いて入札書及び添付が必要な場合には入札内訳書（以下「入札書等」という。）を提出することができる。また、システムによる入札によりがたい者は、国有林野事業が定めた入札書等を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書等に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名又は署名（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 紙による入札において、入札書等は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者は、入札書等の記載事項を訂正することができない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。
- (12) 競争参加者は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 入札公告等により競争参加資格確認申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。

- (17) 開札は、システムにより行うこととし、立会官を立ち合わせて行う。紙による入札の場合は競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (18) 入札場には、競争参加者又はその代理人及びその関係者並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格（全省統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- なお、「資格審査結果通知書」の写を提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (21) 競争参加者又はその代理人及びその関係者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (22) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (24) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、発注者から再入札通知書を送付するので、電子調達システム機器（パソコン）の前で待機すること。なお、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (25) 入札執行回数は原則２回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも３回を限度とする。
- (26) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

5 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただしシステムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- イ 紙による入札において、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等に不利益な取扱いを受けるものではない。

6 入札の無効

- (1) 入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

また、入札に関する条件に違反した場合においては、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第9の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

ア 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書等

イ 入札金額、競争入札に付される事項の表示又は名称、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない入札書

ウ 委任状を提出していない代理人のした入札書

エ 競争入札に付される事項の表示又は名称に重大な誤りのある入札書

オ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できない入札書

カ 入札金額を訂正した入札書

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書

ケ 入札公告等において示した受領最終日時までに指定された場所へ到達しなかった入札書

コ 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。

サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又は保険金額に不足があるとき。

シ 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

ス 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

セ 入札金額と入札内訳書で計算した総価が相違しているもの。

ソ その他入札に関する条件に違反した入札書等

- （2）開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書等を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

7 落札者の決定

- （1）有効な入札書を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、これらの者の中にシステムにより入札したものがいる場合は、システムの電子くじにより落札者を決定するものとする。
- （3）（2）の同価の入札をした者のうち、当該者が当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- （4）落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するもの

とし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（7日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書の案に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (6) この契約によって生じる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き、第3者に受領の委任をすることができない。

9 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

10 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおりとする。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項等を示す場所と同じとする。
- (4) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (5) システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合で、その旨を記載した書類を提出し、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することはできるものとする。
- (6) 入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。
- (7) 不明な点は、入札前に問い合わせること。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告書、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札すること。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 電子調達システム又は電子入札システム（以下「システム等」という。）を用いて入札書を提出すること。ただし、これによりがたい場合は所定の入札書用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とし提出すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- 7 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名又は署名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札。
 - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名のないもの（システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正したもの。
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付

を免除した場合を除く。) 。

ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

ケ その他入札条件に違反したもの。

- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない（但し、電子入札システムによる入札の場合を除く。）。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 13 開札はシステム等で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員（電子入札システムによる入札の場合は、電子入札システム運用基準に定める立会官）が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 15 予定価格が 1 千万円を超える契約に係る入札については、予決令第 85 条の基準に基づき次によることとする。
 - (1) 予定価格が 1 千万円を超える契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべく同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、郵便又はシステム等による入札者で当該入札に立ち会うことができない場合、又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。ただし、電子調達システムによる入札の場合は、電子くじにより落札者を決定することができる。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 20 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 21 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 22 入札を辞退した者は、これを理由として、以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

- 23 入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。ただし、システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、提出すること。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当官等に提出する（郵便入札の場合は、入札日の前日までに到着するものに限る。）。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 24 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。